販売委託契約書

〇〇〇〇株式会社（以下、「甲」という。）と××××株式会社（以下、「乙」という。）とは、次のとおり業務委託契約を締結する（以下、「本契約」という。）。

**（業務委託）**

**第1条**　甲は、乙に対し、甲の△△店（…所在）における甲商品の販売業務（以下、「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。なお、本件業務の遂行にあたり、甲商品の販売価格は、別途甲が指定するものとする。

**（名　義）**

**第2条**　乙は本件業務を甲の名義をもって行う。但し、乙は本件業務を行うにあたっては、甲の信用保持に特に留意し、これを傷つけるような行為をしてはならない。

**（契約の効力）**

**第3条**　本件業務に関し、乙が甲の名義をもって第三者との間で締結した契約の効力は、当該契約締結時に甲と第三者との間に直接発生する。

**（報告等）**

**第4条**　乙は、本件業務による毎月の売上高その他甲が指定する事項について、甲所定の報告書を甲に交付する方法により、毎月末日締めで、翌月10日までに甲に報告しなければならない。

2　乙は、甲が要求するときはいつでも、本件業務に関する帳簿・伝票等を甲の閲覧に供し、かつその内容等について甲に説明しなければならない。

**（代金の受領）**

**第5条**　乙は、本件業務に関し、顧客が甲に支払うべき代金を受領することができる。

2　乙は、前項に基づいて受領した代金全額を、毎月末日締めで、翌月10日までに甲の指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。

**（業務委託の対価）**

**第6条**　本件業務の委託の対価は、本件業務による毎月の売上高の〇パーセントの金額とする。

2　甲は、前条第2項に基づき乙から代金が支払われた後、20営業日以内に、乙に対して前項の対価を乙の指定する銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

**（費用の負担）**

**第7条**　本件業務を行うために必要な費用は、全て乙の負担とする。

**（業務に従事する従業員）**

**第8条**　甲は、本件業務に従事する乙の従業員について、不適任であると認める場合には、乙に対していつでも、本件業務に従事する従業員の変更を求めることができる。

2　乙は、本件業務に従事する乙の従業員に対し、雇用主又は使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法その他従業員に対する法令上の責任を全て負い、責任をもって労務管理し、甲に対して一切責任又は迷惑をかけないものとする。

**（再委託）**

**第9条**　乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければ、本件業務を第三者に再委託することはできない。

**（解除等）**

**第10条**　甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告なしに直ちに、本契約を解除することができる。なお、当該解除権の行使は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

①本契約の各条項に違反したとき。

②銀行取引停止の状態に陥り、または破産、民事再生手続き、もしくは会社更生手続きの申立てがあったとき。

③仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売等の申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。

④営業につき行政庁から取消、または停止の処分を受けたとき。

⑤経営または財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められるとき。

⑥乙、乙の役員又は乙の従業員が、反社会的勢力であることが明らかになったとき。

2　甲は、本契約の存続中であっても、3カ月の猶予期間をもって書面により乙に通知をすることによって、いつでも本契約の解約を申し入れることができる。この場合、乙は、甲に対して、名目の如何を問わず、金員の請求をすることはできない。

3　乙は、自己に第1項各号の一に該当する事由が生じたときは、甲の催告なしに直ちに、甲に対する全ての債務の期限の利益を失うものとする。

**（監査）**

**第11条**　甲は、乙の本件業務の遂行状況に関して、監査をすることができ、事前に乙に連絡の上、乙の事務所の立入調査を実施することができるものとする。

2　甲は、乙に対して、乙の本件業務の遂行状況について、随時、報告を求めることができる。

**（有効期間）**

**第12条**　本契約の有効期間は契約締結日から1年間とする。但し、本契約の期間満了の1カ月前までに、甲又は乙から別段の意思表示がない場合には、自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

**（譲渡禁止）**

**第13条**　甲及び乙は、本契約に基づく地位又は権利義務を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡することはできない。

**（秘密保持）**

**第14条**　甲及び乙は、本契約の履行過程において知り又は知りえた相手方の情報に関して互いに第三者に開示又は漏洩してはならず、また本契約の履行の目的以外に使用してはならない。但し、以下のいずれかに該当する情報については、当該開示を受けた当事者につき、上記の秘密保持義務は適用されないものとする。

記

①開示の時点において、既に公知となっていた情報

②開示後において、開示を受けた当事者の責めによらずに公知となった情報

③開示の時点において、開示を受けた当事者が既に保有していた情報

④開示を受けた当事者が法律又は契約に違反することなく第三者から提供若しくは開示された情報

⑤法令又は裁判所若しくは行政庁の命令により開示が要求される情報

**（合意管轄裁判所）**

**第15条**　本契約に関連して生ずる甲乙間のすべての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所とする。

以上を証するため、甲及び乙は本契約書を2通作成し、それぞれ1通ずつ保有・保管するものとする。

令和○○年○○月○○日

甲

乙